参考資料３

女性支援施策の見直しについて

2026.11.2

（一社）若草プロジェクト理事

村木太郎

Ⅰ 全体の構成について

・自治体、公的支援機関、民間団体といった支援機関ごとの役割と分担の視点ではなく、困っている女性をどのような流れで支援するのか、課題・目的は何かを検討し、それを支援機関の役割に落とし込むことが必要

・最初から支援機関ごとの役割と分担の視点で検討すると、間隙に落ちたり、押しつけ合い・自分の庭先だけキレイにする、が生じる。地域によって役割も異なる

・その際に、「当事者の意思の尊重と問題、背景等に応じた最適な支援」、「関係機関及び民間団体の協働」、「人権の擁護」という法の基本理念の実現を目指すべき

（参考）

女性支援の流れと課題に沿った整理の案

1.相談支援（厚労省の整理では都道府県・市・町村における相談支援）

①困っている女性がどこでもいつでも相談できる体制の整備

2.相談支援から次の具体的な支援への展開

①多機関連携による複合的な困難に対応した支援（同　他分野連携）

②自立に向けた支援（同　一時保護、女性自立支援施設、伴走支援）

3．女性支援の充実に向けた体制の整備

①継続した支援の実施（同　民間団体との協働）

②支援の質の向上（同　人材育成、支援者支援・連携強化）

Ⅱ具体的な意見

1.相談支援（自治体における相談支援）

①「役割分担」ではなく「相談支援体制の整備」とすべき

②問題、背景等に応じた最適な支援（法の基本理念）のためのアセスメント

③市町村における女性相談支援員の配置と業務

④女性相談支援員のいない市町村における相談体制

センターの女性相談支援員等による広域カバー（⑦参照）

都道府県の福祉事務所

他の福祉部署

⑤対面以外の方法による相談（電話、メール、SNS、バーチャル空間）

⑥多様な相談体制・・・市町村の支援員、センターの支援員、民間の相談支援

⑦センターの女性相談支援員の直接相談のあり方

たらい回しにしない直接相談

巡回・出張・派遣、対面以外の方法

⑧休日・夜間の相談体制

センターの対応、女性自立支援施設・民間団体等で夜間対応できる機関の活用

⑨相談窓口の周知

2.他分野との連携

①役割分担ではなく「多機関連携による複合的な困難に対応した支援」

②歴史的経緯のある「他法他施策」は使わない

③アセスメントの共有と支援調整（支援調整会議）

④女性支援の専門性の確立

・他部門との相互理解

女性支援の専門性についての他部門の理解の促進

他部門の施策についての理解

・女性支援の必要があれば関わり続ける

・センターの中核的な役割

⑤DV センター、性暴力ワンストップセンターとの連携

⑥性売買・性的搾取の状況にある女性への支援

3.自立に向けた支援（一時保護所、自立支援施設、伴走支援）

①役割分担ではなく「多様な選択肢」

②支援の流れの中での一時保護等の措置

・相談を受けた機関（女性相談支援員、民間団体）との情報共有

・一時保護の基準の明確化

・一時保護の決定プロセス、決定理由の透明化

③女性自立支援施設の受入の促進

・「自立」の意味の徹底（自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む（基本方針第 2-3 支援の基本的な考え方）

④伴走支援のあり方

・市町村の女性相談支援員がいない地域のあり方

・母子支援との連携

・住宅、就労、医療等の（福祉以外の）支援との連携

4.民間団体との協働

①民間団体の継続的な取組を可能とする方策

・複数年度の活動支援

・マネージメントに関する支援

②ネットワークの構築・・・「行政主導」は不適当

5.人材育成

①市町村及びセンターの女性相談支援員の資質の向上

・任用要件、研修、評価・資格、待遇の連動

②民間団体の支援人材の育成

③センターの専門職（心理、看護・医療、福祉等）の活用

④ICT、AI の活用

・記録に加えて相談支援のツールとしての活用

・先行分野（介護、障害等）の知見の活用